

【資料1-7】

# 所在確認・送迎用車両への 安全装置設置の義務付けについて

---

# 所在確認・送迎用車両への安全装置設置の義務付け

## 概要

令和4年10月に政府がとりまとめた「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を受けて関係省令が改正され、指定障害児通所支援事業所等に対し、令和5年4月1日から次の2点が義務付けられる。

- ① 児童の通所や事業所外活動等のために自動車を運行するときは、児童の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認すること。
- ② 児童の送迎を目的とした自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(安全装置)を装備し、当該装置を用いて乗車時の児童の所在の確認をすること(経過措置あり)。

※ ①は指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設が対象  
②は児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所のみが対象

## 安全装置設置に係る経過措置

安全装置の設置については、令和6年3月31日までの間は、安全装置の設置に代えて、車内の児童の見落としを防止するための代替的な措置により対応することとして差し支えないこととされている。

代替措置については、例えば、運転手席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車両後方に児童の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、児童が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにすること。

## 安全装置設置の義務付けの対象車両

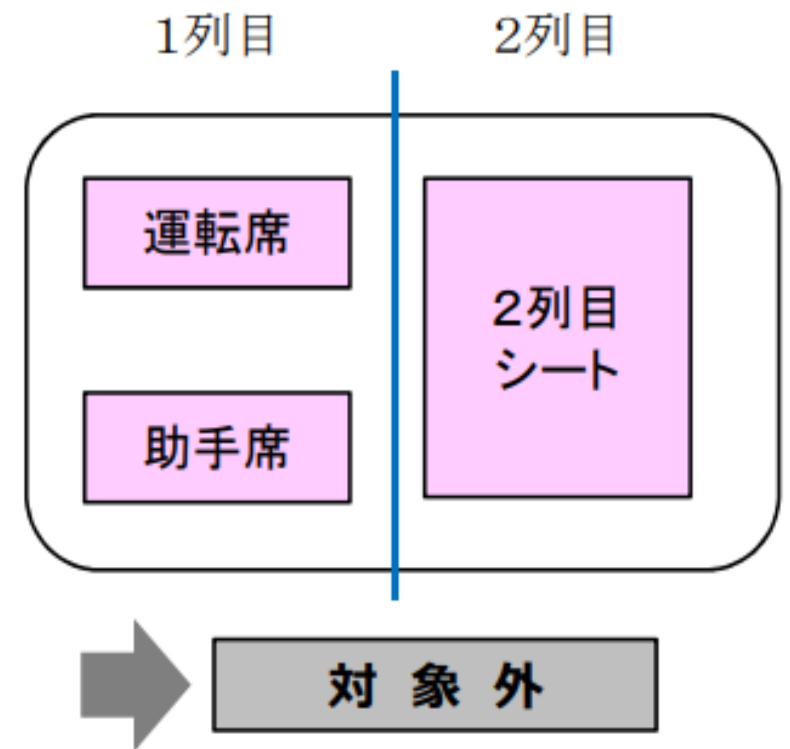
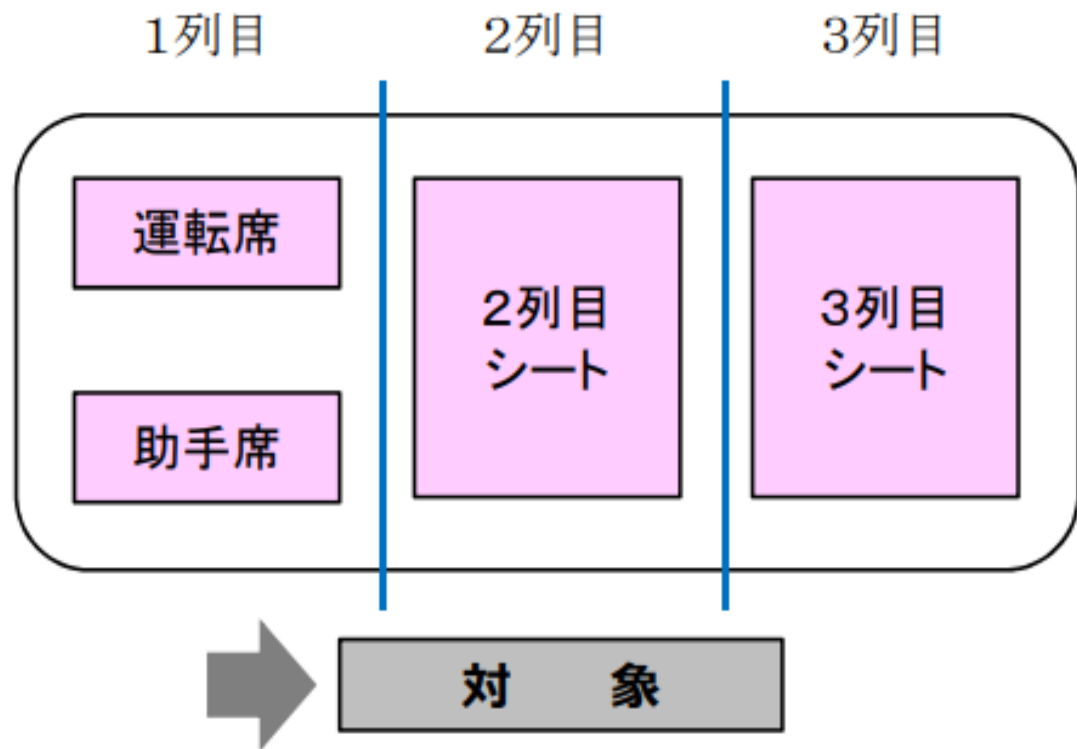
送迎用車両のうち、座席が2列以下の自動車を除くすべての自動車(=座席が3列以上の自動車)が原則として安全装置設置の義務付けの対象となる(座席には、いわゆる福祉車両の車椅子用スペースも含まれる)。

座席が3列以上あるものの、児童が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固定させて2列目までと3列目以降を隔離し、児童が確実に3列目以降を使用できないようにしている自動車など、2列以下の自動車と同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものについては、安全装置設置の義務付けから除外される。



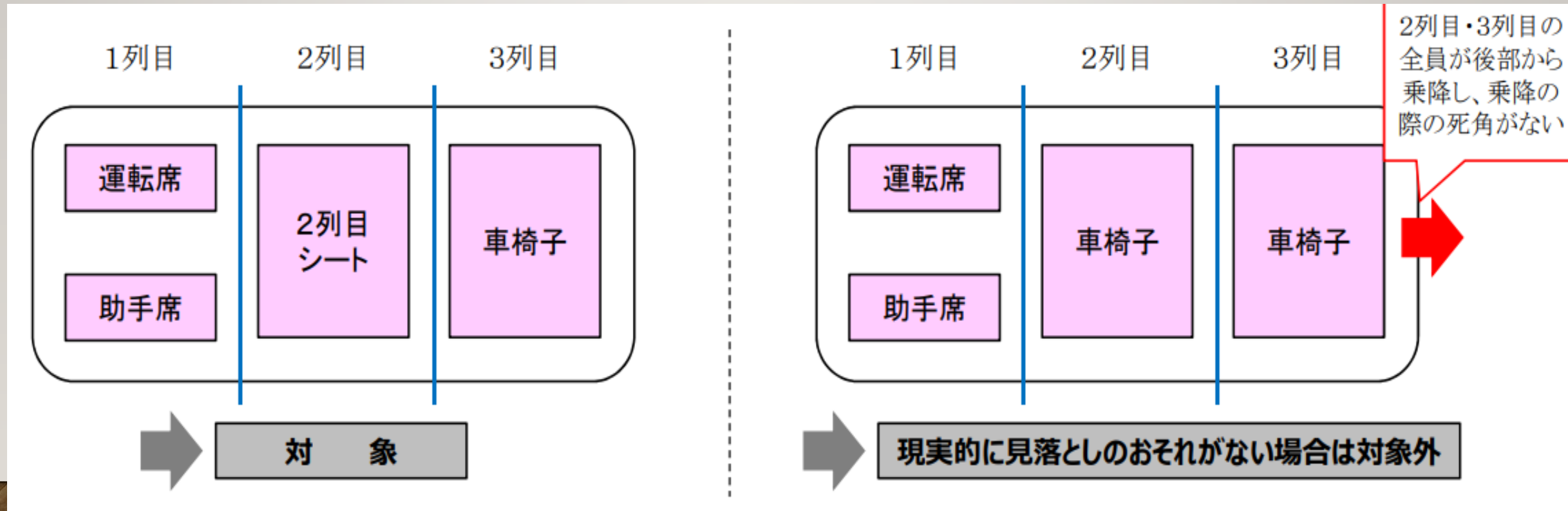
# 安全装置設置の義務付けの対象車両のイメージ①

※義務付けの対象外かどうかは、例示のイメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の設置が義務付けられる趣旨等に鑑みて慎重に判断しなければならない。



# 安全装置設置の義務付けの対象車両のイメージ②

※義務付けの対象外かどうかは、例示のイメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の設置が義務付けられる趣旨等に鑑みて慎重に判断しなければならない。



# 設置すべき安全装置について

送迎用車両に設置する安全装置は、令和4年12月20日に国土交通省が策定した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものでなければならない。

ガイドラインに適合する装置については、内閣府HPにおいて一覧化されたリストが公表されているので、参考とすること。

〈掲載ページ〉

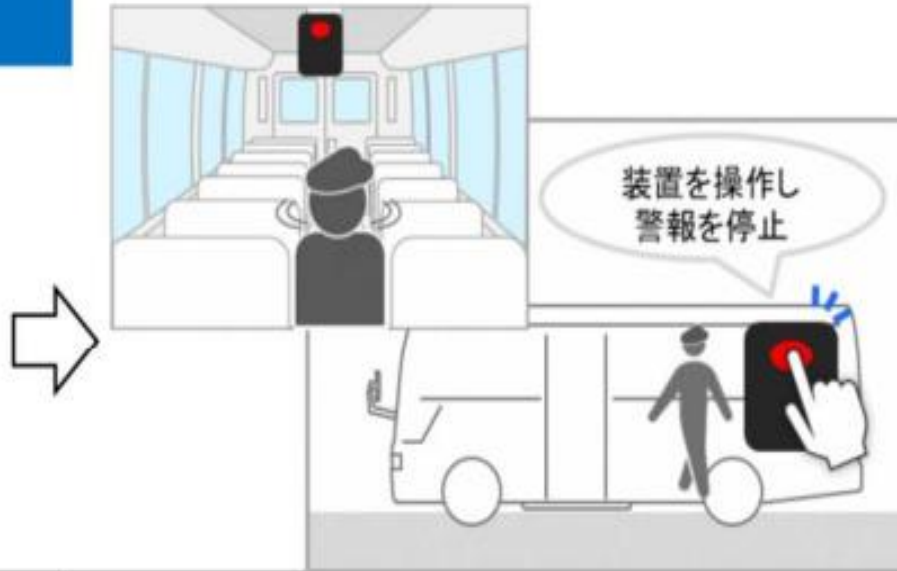
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>

# 安全装置の類型(降車時確認式)

## 降車時確認式の装置



エンジン停止後、運転者等に  
車内の確認を促す**車内向けの警報**



車内を確認し、運転者等が車両後部の  
装置を操作すると**警報が停止**

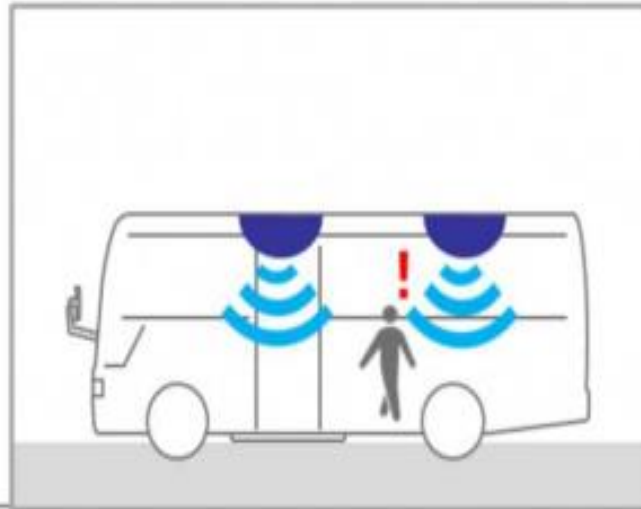
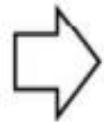
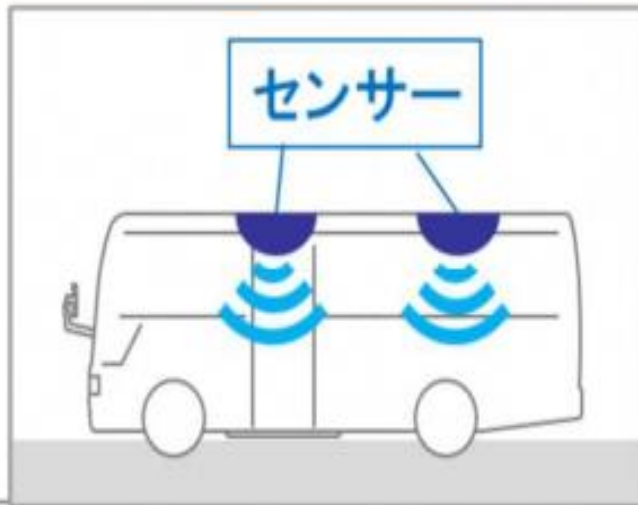


確認が一定時間行われないうち、  
**更に、車外向けに警報**



# 安全装置の類型(自動検知式)

## 自動検知式の装置



エンジン停止から一定時間後に  
センサーによる車内の検知を開始

置き去りにされた子どもを検知すると、  
車外向けに警報

# 安全計画の策定の義務付け について

---



# 安全計画の策定の義務付け

---

## 概要

近年の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという痛ましい事案等を踏まえて、関係法令が改正され、指定障害児通所支援事業所・指定障害児入所施設に対し、令和5年4月1日から、事業所・施設の設備の安全点検等その他事業所・施設における安全に関する事項についての計画(安全計画)を事業所・施設ごとに策定することが義務付けられる。

※ただし、経過措置として、令和6年3月31日までの間は、安全計画の策定等については、努力義務とされている。

# 安全計画の策定の義務付け

---

## 内容

指定障害児通所支援事業所・指定障害児入所施設に義務付けられる内容は以下のとおり。

- ①安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。
- ②従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修・訓練を定期的実施すること。
- ③児童の保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知すること。
- ④定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。